

教えて!

「ごみ収集のプロ集団!」
収集業者の皆さん

Q5 収集して困るごみは?

A5 中には、もやせるごみに缶やびん、ペットボトルが入っているものもあり、分別がきちんとされていないごみがあります。あと、水切りがきちんとされていないごみは、汁がこぼれたり、ごみステーションや収集車に臭いが付いたりして困ります。



▲缶やびんなどが混ざったごみ
(違反ごみステッカーが貼られます)



▲収集コンテナに入らないようなものは「粗大ごみ」です。



「このごみは収集できません」のステッカーが貼られた「違反ごみ」の収集は行いません。また、「粗大ごみ」は直接資源化・環境センターへ搬入してください。



教えて!

「もやせるごみから炭をつくる!」
炭生館の皆さん

Q6 処理をして困るごみは?

A6 布団や大型のぬいぐるみなどの大きなものや長いものが困ります。ごみ袋に入っても、40cm以上のごみは、直接資源化・環境センターへ搬入してください。また、金属などのもやせないものは、機械の故障の原因になりますので、絶対に入れないでください。



▲ごみ袋に入れられたふとん
(直接資源化・環境センターへ)



▲もやせないごみ
(直接資源化・環境センターへ)



ごみも大切な資源です。きちんと分けられリサイクルできるものもあります。皆さんも「ごみの分け方・出し方の冊子」や「ごみカレンダー」で再確認してみてください。
ごみはルールを守って出すようお願いいたします。

ごみの屋外焼却行為は
法律で禁止されています!

ごみを屋外で燃やすと、煙や臭いが出たり、灰が舞ったりするなど、近所の方に迷惑をかけることになります。またダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなり危険です。

ごみの屋外焼却行為は、健康だけでなく環境にも深刻な影響を与えるため、法律で禁止されています。一定の基準を満たす焼却炉を使用しなければ、ごみを焼却することはできません。

※屋外での違法な焼却行為をした場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる場合があります。(罰則が強化されています)



▼清掃管理課 23局3538
▼環境衛生課 23局3541

ごみについてのお問い合わせは
▼清掃管理課 23局3538